10月分 No.7

件 名	県が犬猫を引き取り保管する際の手数料について
受付日	令和元年 10月31日
ご意見・ご提案の 概要	県が引き取り保管している犬猫について、犬の飼い主には、返還手数料や飼育管理費用を請求しているのに、猫の飼い主には請求していないのはおかしい。
県の考え方	県条例にて、犬の飼い主は、犬を柵、おり等の中、又は人に害を加えるおそれのない場所で、綱若しくは鎖で確実につないで飼養することとなっています。そのように飼養されていない犬があると保健所が捕獲し抑留することとなります。 しかしながら、猫については犬のような規定がないため、保健所が捕獲することはなく、飼い猫が保健所に持ち込まれたとしても、引き取りの際の返還手数料や飼育管理費用は請求しておりません。
担当課	健康福祉部 生活衛生課